役員候補者推薦委員会が候補者を推薦するにあたり、選挙規程の一部変更が必要となり、以下に変更案を 示す。



## 一般社団法人日本人間工学会代議員及び役員選挙規程

制定:平成21年7月1日 改訂:平成23年2月22日 改訂:平成25年6月1日 改訂:平成27年5月7日

改訂: 平成28年1月12日

(目的)

第1条 一般社団法人日本人間工学会(以下学会という)定款第5条並びに第13条に規定する代議員並びに 理事(理事長候補及び副理事長候補を含み、各支部選出の支部長及び理事長推薦を除く)、監事(以 下役員という)の選挙を円滑に行うため本規程を定める。

(選挙管理委員会の設置)

- 第 2 条 選挙に関する業務を遅滞なく遂行するため、理事会は代議員及び役員任期満了年度に選挙管理委員 長1名を指名する。
- 第3条選挙管理委員長は正会員より若干名の委員を指名して選挙管理委員会(以下選管委という)を組織し、その業務運営に当たる。

(被選挙権及び選挙権)

第4条 代議員及び役員の被選挙権及び選挙権は代議員及び役員任期満了年度9月30日現在の正会員にある。

(代議員及び役員選挙の順序)

第 5 条 代議員及び役員選挙は原則として代議員、理事(理事長候補及び副理事長候補を含み、各支部選出 の支部長及び理事長推薦を除く)及び監事の順に行う。

(代議員の選挙とその定数)

第6条 代議員選挙は選挙権者の通信選挙によるものとする。

代議員の定数は原則として各支部毎に代議員任期満了年度 9 月 30 日現在の正会員数の 10%を基礎とし、端数を生じた場合には四捨五入する。

ただし、支部正会員数500名までは1名をこれに加える。

(代議員選挙用紙の配布)

第7条 選管委は前条の手続きを経て各支部毎に代議員被選挙権者氏名及び定数を通知し、投票締切日を指 定して当該支部の選挙権者に所定の投票用紙を送付する。

(代議員選挙用紙の記入)

第8条選挙権者は当該支部代議員定数以内を選び、所定の方式に従ってこれを記入し、投票締切日までに

選管委へ返送する。ただし、代議員定数が15名を越える支部にあっては15名を限度とする。

(理事(理事長候補及び副理事長候補を含む)及び監事の選挙とその定数)

第9条 理事(理事長候補及び副理事長候補を含む)及び監事の選挙は新しく選ばれた次期代議員当選者(以下代議員内定者という)による通信選挙とし、理事(理事長候補及び副理事長候補を含む)は各支部選出の支部長及び理事長推薦による若干名を除く20名を、監事は2名を選出する。理事長候補及び副理事長候補は定款12条に規定する数を選出する。

(理事(理事長候補及び副理事長候補を含む)及び監事選挙用紙の配布)

第10条 選管委は理事(理事長候補及び副理事長候補を含む)及び監事被選挙権者氏名並びに定数を通知し、 投票締切日を指定して代議員内定者に所定の選挙用紙を送付する。

(理事(理事長候補及び副理事長候補を含む)及び監事選挙用紙の記入)

第 11 条 代議員内定者は選挙による理事(理事長候補及び副理事長候補を含む)及び監事の定数以内を選び、 所定の方式に従ってこれを記入し、投票締切日までに選管委へ返送する。

(選挙における無効事項)

- 第12条 代議員及び役員選挙における次の事項は無効とする。
  - 1 選管委より交付する選挙用紙によらないもの
  - 2 指定数を超える記入のあるもの
  - 3 指定事項以外の記入のあるもの
  - 4 無記入のもの
  - 5 投票締切日(当日消印のあるものは有効)に遅れたもの

(選挙における当選者の決定)

第13条 選管委は各投票において有効投票数のうち、すべて得票数上位の者より規定する定数を当選者とする。ただし、<del>当選者のうち2期継続して留任可能な理事は上位10名までとし、</del>同数の得票者より当 選者を決定するにあたっては抽選による。

(当選者への通知と代議員及び役員就任の承諾)

- 第14条 選管委は各代議員及び役員当選者に速やかに通知し、代議員及び役員就任の諾否を確認しなければならない。辞退者が生じた場合は次点者を繰上げて当選者とする。
- 第15条 理事及び監事の選挙においてそのいずれかにも当選したものは、原則として理事を優先する。

(代議員及び役員選挙結果の報告並びに承認)

- 第16条 選管委は代議員及び役員選挙の結果について定時社員総会において報告し、かつ承認を得るものとする。
- 第17条 この規程に定めるもののほか、代議員及び役員選挙に関し必要な事項は、理事会の決議により定める。

(改廃)

第18条 本規程の改廃は理事会の議決を経て行う。

付則

- 第 1 条 理事及び監事は、連続して 2 期(4年)を超えることはできない。ただし、1 期(2年)経過すれば被選挙権を得る。
- 第2条 本規程は平成28年1月12日より施行する。